

認定個人情報保護団体制度

(個人情報保護法に関する法律第37条第1項)

自動車交通局
技術安全部
自動車情報課

1. 制度の概要

我が国における民間部門の個人情報の保護は、事業者団体等がガイドラインを策定し、関係事業者がガイドラインを、遵守することを中心に行われてきた。個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）においても、こうした民間団体による自主的な取組を遵守し、個人情報保護法に基づく取組を行っていくことを政府等が支援していくことを基本的な考え方としている。

個人情報の取扱いについては、特にその苦情処理制度の処理に努めることを義務付けているが、苦情の処理を促進するためには、当事者に利用しやすく、かつ、当事者とは別の第三者的な民間団体が窓口を設け、苦情の処理に当たることが有効と考えられる。

また、個人情報の適切な取扱いの確保を実現するためには、個人情報取扱事業者に適切な情報が提供されることが重要であり、特に個人情報保護法のように対象となる事業者が多岐にわたる場合には、民間団体の担う役割は大きいと考えられる。

さらに、個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者の義務は、あらゆる分野を対象とする個人情報保護法の性格上、必要最小限度の規律であることから、その取り扱う個人情報の性質、利用方法、取扱いの実態等に即して、業界ごとにより高いレベルの保護が自主的に講じられることが期待されるものであり、この面でも、民間団体による取組が果たす役割は大きいと言える。

認定個人情報保護団体の仕組みは、こうした考え方に沿って、苦情の処理をはじめ個人情報の適切な取扱いの確保を目的として業務を行う民間の団体に対し、認定制度を設けることにより、業務の信頼性を確保し、民間団体による個人情報の保護の推進を図ろうとするものである。

2. 指定、登録等の基準

「認定個人情報保護団体の認定等に関する指針」（平成17年7月25日国総情企第57号）

(<http://www.mlit.go.jp/report/file000021.html>)

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
社団法人日本自動車販売協会連合会	平成17年5月19日	住所：東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館15階	社団法人日本自動車販売協会連合会から、個人情報保護法第37条第1項に規定する認定個人情報保

		電話番号：03-5733-3100	護団体の認定に係る申請があり、「認定個人情報保護団体の認定等に関する指針」(平成17年7月25日国総情企第57号)に基づき審査した結果、同法に関する法律第39条各号に規定する認定の基準を満たしていると認められるため。
社団法人全国自動車標板協議会	平成17年12月27日	住所：東京都文京区本郷2-15-13 電話番号：03-3813-5911	社団法人全国自動車標板協議会から、個人情報保護法第37条第1項に規定する認定個人情報保護団体の認定に係る申請があり、「認定個人情報保護団体の認定等に関する指針」(平成17年7月25日国総情企第57号)に基づき審査した結果、同法に関する法律第39条各号に規定する認定の基準を満たしていると認められるため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等の設定については、法令等に規定はなく、国が関与することとはされておられません。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成20年9月1日現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

初回の政策評価については平成23年度末までに実施予定。